

# 衆議院文部科学委員会ニュース

平成 29. 4. 5 第 193 回国会第 8 号

4 月 5 日（水）、第 8 回の委員会が開かれました。

## 1 文部科学行政の基本施策に関する件

- ・文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）について、松野文部科学大臣から報告を聴取しました。
- ・松野文部科学大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）元文部科学事務次官	銭 谷 眞 美君
元文部科学事務次官	坂 田 東 一君
元文部科学事務次官	森 口 泰 孝君
（元文部科学事務次官	土 屋 定 之君）（質疑なし）
前文部科学事務次官	前 川 喜 平君
元文部科学省高等教育局長	吉 田 大 輔君
文部科学省元大臣官房人事課長	小 松 親次郎君
文部科学省元大臣官房人事課長	常 盤 豊君
文部科学省元大臣官房人事課長	関 靖 直君
文部科学省元大臣官房人事課長	中 岡 司君
元文部科学省大臣官房人事課長	伯 井 美 徳君
文部科学省元大臣官房人事課長	藤 原 章 夫君
文部科学省元大臣官房人事課長	藤 江 陽 子君
文部科学省前大臣官房人事課長	豊 岡 宏 規君
元文部科学省大臣官房人事課企画官	嶋 貫 和 男君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 前 田 一 男君（自民）

- ・文部科学省再就職等問題調査班における弁護士と文部科学省職員の役割分担はどのようになっていたのか、また、徹底した調査を実施することができたといえるのか、文部科学省に伺いたい。
- ・あっせんの仕組みが構築された平成21年頃の文部科学省内の空気及び、幹部の考え方についての前川参考人の認識を伺いたい。
- ・嶋貫参考人が行った再就職あっせん行為は、平成19年の国家公務員法改正により、職員の離職後の就職の援助を行うため平成20年に設立された官民人材交流センターが担うべきと考えるが、嶋貫参考人に伺いたい。
- ・再発防止策について、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・伯井参考人が、人事課長当時の再就職あっせんに禁止した退職管理・再就職等規制に対する認識を伺いたい。
- ・国家公務員法上、現役職員の関与なく職員OBが再就職あっせんを行うことは違法ではないにもかかわらず、最終まとめにおいて職員OBである嶋貫参考人が携わった多数の事例で違反が認定された理由をどのように分析しているのか、文部科学省に伺いたい。
- ・絶対に再発させないとの認識で、再発防止策を早急に策定する必要性について、松野大臣の見解を伺いたい。

### 平 野 博 文君（民進）

- ・文部科学省の再就職等問題における職員等への処分について、当時の人事課職員に対して懲戒処分が科されているが、当該職員への処分よりも当該職員を監督する上席の職員に対する処分をより重くすべきであると考えるが、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・今回の文部科学省再就職等問題において、事態の解明に対する最終的な責任を負う者について、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・森口参考人の事務次官在籍時における、再就職あっせ

### 吉 田 宣 弘君（公明）

- ・嶋貫参考人は、平成 21 年の退職時に再就職あっせんに禁止した退職管理・再就職等規制を理解していたのか、また、今回の問題発覚時はどうだったのか伺いたい。

ん行為への認識について伺いたい。

- ・以前の本委員会において、自身の後輩職員の退職後の進路を憂慮して再就職のあっせん等に関与した旨の嶋貫参考人の答弁があったところ、結果的にあっせん行為は文部科学省にとって望ましくない行為であったと考えるが、改めて嶋貫参考人の見解を伺いたい。

### **笠 浩 史君（民進）**

- ・内閣人事局において全省庁を対象にした再就職等の調査が進められているが、同調査において今回の文部科学省による内部調査で発覚しなかった違法事案が発見された場合、大臣としてどのような責任を取るべきであると考えるか、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・文部科学省職員等に対する処分概要において、組織的な再就職あっせん構造の構築に関与したことから「重大な責任があった」とされた8名の職員は、今回の問題では特に重い責任があると考えますが、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・藤江参考人は現職職員の中でも重い処分を科されているが、人事課長在籍時において再就職あっせん行為が国家公務員法に反するという認識はなかったのか伺いたい。
- ・文部科学省在籍時に管理職であったが、営利企業等への再就職の際に任命権者への届出をしていない者が16名いることが要求資料により確認されている。国家公務員法において再就職の届出は義務である以上、届出を怠っていることは同法違反であり、同法に定める過料を科すべきであると考えますが、松野大臣の見解を伺いたい。

### **牧 義 夫君（民進）**

- ・文部科学省の事案に限らず、国家公務員の再就職そのものが国民に不利益を与えていないかという視点から問題点を洗い出した上で、今後の対応の在り方を検討していくべきだと考えるが、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・平成19年の国家公務員法改正による再就職等規制について、事務次官在職当時、その実効性をどのように認識していたか、銭谷参考人及び坂田参考人に伺いたい。
- ・文部科学省の再就職等問題の内部調査によって滋慶大学の設置審査過程における情報漏えいが発覚したことに関し、当該事案以外に情報漏えい等の信用失墜行為はなかったのか、文部科学省に確認したい。
- ・国家戦略特別区域の取組として千葉県成田市に国際医療福祉大学の医学部新設が認められた経緯等について、厚生労働省及び文部科学省に伺いたい。

### **玉 木 雄一郎君（民進）**

- ・昭和23年に衆参両院において教育勅語の排除及び失効が決議されたにもかかわらず、教育勅語の学校教材としての使用を容認する政府見解が示されたことについて、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・平成26年2月27日の衆議院予算委員会において、香川県で実施されている血液検査を用いた小児生活習慣病予防のための取組の全国的な展開を提案したが、その後の政府における検討状況を伺いたい。
- ・再就職あっせん行為は、事務次官や審議官など文部科学省幹部からの指示によるものではなかったのか、嶋貫参考人に伺いたい。
- ・文部科学省の再就職等問題に関し、嶋貫参考人と人事課職員との間で退職者の再就職先案を作成していたことが判明しているが、これまで作成された再就職先案に掲載された全ての事案を調査したのか、文部科学省に確認したい。

### **宮 崎 岳 志君（民進）**

- ・教育勅語を道徳や国語の教材として用いることは極めて慎重であるべきと考えるが松野大臣の見解を伺いたい。
- ・ヒトラーの「わが闘争」など問題点が指摘されている書籍を道徳や国語の教材として用いることの妥当性について松野大臣に伺いたい。
- ・平成27年9月、学校法人加計学園において安倍内閣総理大臣夫人が講演を行った際同行した政府職員の旅費の負担者について伺いたい。

### **畑 野 君 枝君（共産）**

- ・国家公務員法の改正による再就職等規制の導入に伴い、現職職員が再就職に関与できなくなったこと等から、改正法の範囲内でどのように対応するかが大きな課題であったとの記載が最終まとめにあるが、銭谷参考人と小松参考人の当時の認識を伺いたい。
- ・国家公務員法における再就職等規制の内容にかかわらず、文部科学省と密接な関係にある学校法人等への再就職は行ってはならないという意識が文部科学省職員には必要であると考えますが、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・最終まとめにおいては、再就職あっせんの構造がどのように構築されたのかが明らかになっていない。再就職あっせんの構造が作られた際の経緯について、常盤参考人に伺いたい。
- ・現職職員が再就職のあっせんにかかわったことだけでなく、文部科学省職員が再就職等監視委員会に対して

- 口裏合わせを行う隠蔽行為を働いたこと自体も大きな問題であると考えているが、松野大臣の認識を伺いたい。
- ・再就職等規制違反行為に関する調査においては、他の職員の違反行為について「証明できるものが必要」といった制限を設けることにより、文部科学省職員自身の改革意欲を阻害し、更なる隠蔽を生むことになるのではないかと考えるが、松野大臣の見解を伺いたい。
  - ・「スーパーグローバル大学創成支援事業」は、吉田参考人が高等教育局長在任中に創設されている。同事業には早稲田大学も選定されていることから、吉田参考人の早稲田大学への再就職はその見返りではないかとも考えられるが、吉田参考人の見解を伺いたい。

- ・元人事課長である中岡参考人、豊岡参考人、常盤高等教育局長について、処分理由がほぼ同じであるにもかかわらず、処分内容に差がある理由を文部科学省に伺いたい。

### **伊 東 信 久 君 ( 維 新 )**

- ・嶋貫参考人は、3月8日の本委員会において、民間人の立場で許される範囲ということで、お役に立つならばという思いで退職者を紹介したと答弁している。自身の行為は法令違反ではないと信じていたにもかかわらず批判をうけていることについてどのように感じているか嶋貫参考人に伺いたい。
- ・再就職あっせんの実態を知らずに指導や監督ができなかった者が処分を受け、関与を認めた者も重い処分を受けている。今回の処分の妥当性について、常盤参考人、中岡参考人、藤原参考人、藤江参考人及び豊岡参考人に伺いたい。
- ・嶋貫参考人をいつ、どのように知ったのか、また、前任者からの引継ぎはあったのか、後任者へ引継いだのかについて、関参考人、伯井参考人、藤原参考人及び豊岡参考人に伺いたい。
- ・再就職等規制導入した後に、全省庁を対象に再就職あっせんに関する調査を行ったかどうか再就職等監視委員会に伺いたい。
- ・今回の事案に大きく影響を及ぼしている嶋貫参考人は、規制対象ではないために処分されない。再就職あっせんに関して現行法に問題があると考えているが、松野大臣及び内閣官房の見解を伺いたい。

### **吉 川 元 君 ( 社 民 )**

- ・最終まとめに対する所感及び今回の調査によって全容を解明できたという認識か、松野大臣に伺いたい。
- ・現行法令を遵守せず信頼が失墜している文部科学省において、再発防止策の取りまとめ及び実施を早期に行わなければ行政の停滞に繋がると考えられるが、松野大臣の所見を伺いたい。
- ・官民人材交流センターの在り方など、公務員の早期退職に係る再就職についてどのような課題があるか、嶋貫参考人の率直な所見を伺いたい。